



都内から弁護士過疎地へ Iターンし15年

群馬弁護士会 上野俊夫

1. はじめに

私は東京都で育ち、実家は都内にあります。ですが、司法試験合格後平成16年に群馬弁護士会に登録し（57期）、前橋市の事務所で3年半勤務弁護士をしました。その後、平成20年に当時弁護士過疎地であった群馬県館林市で事務所を開設し、また同市に住居も構え早15年経っています。

東京出身の私がどうして館林市で独立することになったのか、そしてIターンした弁護士過疎地での暮らしはどうなのかということをお話しさせていただきます。

2. 初めての地方暮らし

私がIターンをするきっかけとなったのは司法修習です。配属庁は高知でした。高知と言えば皆さん酒飲みの国というイメージではないでしょうか。私は体質的にアルコールがあまり飲めず修習をやっていける不安でしたが、実際に行ってみると、（当たり前かもしれません）お酒を強要されることはそれ程なく、むしろゆったりとした高知の暮らしに魅せられました。裁判所での修習の際のことです。午後5時過ぎに起案をしつつ裁判官室から外を眺めていると、県庁や市役所から帰宅される方が豪沿いの道を歩いているのが目に入ります。それがまたのんびりとした足取りで、生活を楽しんでいるように見えました。このような光景を見て「田舎暮らしって豊かそうだな。」と素朴に感じました。

ところで、私が司法試験に合格した平成14年頃は弁護士が増員されていた時代で、これから弁護士になる自分としては業界の先行きに不安を覚えていました。とはいえ、大都市圏以外の地方ではまだまだ弁護士が足りないとも言われておりましたので、地方で

弁護士をすることを真剣に考え始めました。

私は母の里帰り出産で群馬県高崎市にて生まれ、夏休みや年末年始は高崎市にある従姉妹の家で過ごしており、そんな縁もあったので、群馬県での弁護士登録を希望し、前橋市の事務所で勤務弁護士として採用してもらいました。前橋市は、赤城山、榛名山、利根川等の自然の風景が美しい街ですぐに気に入り、就職した事務所の方々、先輩弁護士、同期等にも恵まれ、充実した勤務弁護士時代を送りました。

3. 自分の顧客ができない…

私は、元々弁護士をするなら「自分を指名してくれる顧客」（「自分の顧客」というものが必要だと考えていたのですが、勤務弁護士時代自分なりに努力したもの、自分の顧客ができず悩んでいました。独立を考えていた平成20年頃も前橋市や高崎市には多くの弁護士がいたので、思い切ったことをしないと活路を見いだせないと感じていました。

私が今事務所を開設している館林市は当時人口が約7.5万人であるのに対し弁護士は1人という状態だったので、館林市で独立することには社会的意義がありかつ独立で自分の顧客を確立することができるのではないかと思うようになりました。

館林市には高崎市等と異なり縁もゆかりもなく、接見で何度かと、名所のつつじが岡公園を観光しに行ったことがあるくらいでしたが、私は大学時代バックパッカーをやっていて知らないところに行くのにさほど抵抗がなく、独立を考えていた頃は30代前半でそれなりに元気だったこともあり、「行けば何とかなる。」と思い切って館林市で独立しました。

館林市は、前橋市から東に約50キロメートルに位置し、栃木県と接していて埼玉県や茨城県にも近いです。「どうする家康」に出てくる榎原康政が初代藩

主を務めました。また、女子高生らが南極を目指すという人気アニメ「宇宙よりも遠い場所」（略称「よりもい」）の舞台ともなっていて、アニメの聖地でもあります。



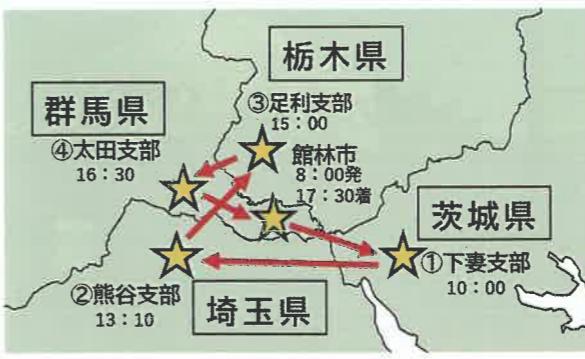
館林城の御城印（※館林 つつじが岡ふれあいセンター城は現存していません）にある「よりもい」のパネル

4. 弁護士過疎地で独立してみて

独立後、新聞社にプレスリリースして事務所の記事を書いてもらったり電話帳に事務所の情報を載せたりしたらそれなりに反響があり、結果1年目から忙しく、思いの外直ぐに自分の顧客ができました。市も久しぶりに若い弁護士が来たということで歓迎くださったと感じます。

ただ大変だったのが移動です。最寄りの地裁である前橋地裁太田支部までは車で片道約45分、前橋の弁護士会までは車で片道約1時間20分かかり、裁判や会務で移動に時間をとられ、結構な負担でした。

忘れもしない平成22年4月16日のこと、私はある偉業を達成しました。それは1日のうちに4県の地方裁判所の期日が入り、実際に出廷したことです。これを4県跨ぎと呼んでいます。①10時水戸地裁下妻支部、②13時10分さいたま地裁熊谷支部、③15時宇都宮地裁足利支部、④16時30分前橋地裁太田支部



四県跨ぎ

の順に周りました。

総走行距離は約180キロメートルで全て一般道です。朝8時に出発し17時半過ぎに帰ってきて、この日はただただ運転をしていました。4県跨ぎをしたのはこの日だけですが、3県跨ぎは何回かあり、コロナ禍前は車に記録を持ち込み移動の合間に裁判所の待合室で起案をするような生活でした。

5. これから独立される方へ

昔も今も弁護士1人事務局数名で事務所運営をしています。私は独立後大学院で労働法を学んだことから労働事件、それも企業側に注力しており、具体的には、残業代請求、労災民事請求、労働組合との団体交渉等において会社側で対応すること多くしています。

手持ち案件は、多い時で140件程ありました現在は70件程度です。元々豊かに暮らしたいと思いIターンをしたのにあまりに忙しいのは本末転倒であること、自分の関心のある労働分野に注力したいこと、今は館林簡裁管轄内に弁護士が7名いることから、意識的に案件数を減らしました。

最後に、Iターンをして良かったかです。どこの弁護士過疎地でも同じだと思いますが、不満なのは、書店が少ない、駅前が寂しい、文化施設が少なく老朽化している、会合できる飲食店が限られている等です。ですが、自分の興味がある分野の仕事をしつつ、家族と過ごしたり趣味（茨城でサーフィンをしています）に割いたりする時間が確保できていますので、総合的に見てIターンをして良かったと思っています。

弁護士過疎地での事務所運営で一番ネックなのは移動でしたが、裁判と会務がコロナ禍によりWebができるようになりました。私も現在は複数県跨ぎをしないで済むようになっています。これは弁護士過疎地での独立やIターンに大きな追い風となっていると感じます。

弁護士過疎地でのIターンはリスクが少なくIターンが多い独立の方法かと思いますので、検討されている方は是非挑戦されてみてはいかがでしょうか。